特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険関係事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱に関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

桑折町長

公表日

平成27年9月30日

[平成26年4月 様式2]

BB /= 1= +D

連絡先

I 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	国民健康保険関係事務							
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 町民は、桑折町に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、桑折町では町民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 番号法では、別表第一項番30に基づき、国民健康保険法による保険資格及び保険給付の支給に関する事務で個人番号を利用する。							
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバ							
2. 特定個人情報ファイル	名							
(1)被保険者台帳情報ファイル (2)給付情報ファイル (3)団体内統合宛名番号ファ								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 30の項							
4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定							
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45の項							
5. 評価実施機関における	担当部署							
①部署	桑折町保健福祉課							
②所属長	保健福祉課長 鈴木頼子							
6. 他の評価実施機関								
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求							
請求先	桑折町(総務課) 福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地 024-582-2111							
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ							

桑折町(保健福祉課) 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地 024-582-1133

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成27年1月1日 時点						
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		27年1月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	5. 評価実施機関における担 当部署の②所属長名	保健福祉課長 佐久間健司	保健福祉課長 鈴木頼子	事後	人事異動に伴う変更